

第 8 4 号議案

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

長崎市附属機関に関する条例（昭和 2 8 年長崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長長崎市原子爆弾放射線影響研究会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項の調査が終了したことに伴い、長崎市原子爆弾放射線影響研究会を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 8 5 号議案

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年長崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「住民票関係情報」の次に「及び住登外者関係情報」を加える。

別表第 1 市長の項に次の 1 号を加える。

(19) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって市長が別に定めるもの
--

別表第 1 教育委員会の項に次の 1 号を加える。

(3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの
--

別表第 2 市長の項に次の 1 号を加える。

(31) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に
--	--------------------------

	定めるもの
--	-------

別表第 2 教育委員会の項に次の 1 号を加える。

(3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって教育委員会が別に定めるもの
--	----------------------------------

別表第 3 教育委員会の項に次の 1 号を加える。

(4) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	市長	住登外者関係情報であって教育委員会が別に定めるもの
--	----	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

住登外者の情報の管理に関する事務について、個人番号を利用する事務

並びに当該事務を処理するために利用し、及び提供できる特定個人情報としたいので、この条例案を提出する。

第 8 6 号議案

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 3 年長崎市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 災害応急作業等手当

第 6 条の見出し及び同条第 1 項中「荒天時作業手当」を「災害応急作業等手当」に改め、同項第 2 号中「又は大規模な」を「若しくは大規模な」に改め、「遭難救助」の次に「の作業」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(3) 災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された同法第 2 条

第 1 項に規定する災害発生市町村の区域（以下「適用区域」という。

）において行う避難所の運営、罹災証明に係る家屋調査その他市長が
適当と認める作業

第 6 条第 2 項第 1 号ア中「7 1 0 円」の次に「（当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、1, 0 8 0 円）」を加え、同項第 2 号中「8 4 0 円」の次に「（当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、1, 0 8 0 円）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(3) 前項第 3 号の作業 1, 0 8 0 円

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第 1 項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第 1 項各号に掲げる作業の一部又は全部が日没時から日出時までの

間において行われた場合 前項各号に定める額にその 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を加算した額

(2) 第 1 項第 2 号の作業又は同項第 3 号の作業（同項第 2 号の作業に相当する作業に限る。）が著しく危険であると市長が認める場合 前項第 2 号又は第 3 号に定める額にその 1 0 0 分の 1 0 0 に相当する額を加算した額

(3) 第 1 項各号に掲げる作業が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項各号に定める額にその 1 0 0 分の 1 0 0 に相当する額を加算した額

第 1 1 条を次のように改める。

（夜間看護等手当）

第 1 1 条 夜間看護等手当は、医療職給料表の適用を受ける職員（給与条例第 7 条の 3 第 1 項の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において救急外来等の対応のため待機を命じられ、当該待機を命じられた期間中に呼出しを受けて 1 時間以上救急医療等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務 1 回につき 1, 6 2 0 円とする。

第 1 3 条第 2 項第 2 号中「荒天時作業手当」を「災害応急作業等手当」に改め、「道路上作業手当」の次に「又は夜間特殊業務手当」を加える。

第 1 4 条第 4 号中「荒天時作業手当」を「災害応急作業等手当」に改め、「の作業」の次に「又は同項第 3 号の作業（同項第 2 号の作業に相当する作業を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定（第11条の規定を除く。）は、令和6年1月1日以後の勤務について適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。

令和6年9月2日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 災害救助法が適用された災害発生市町村の区域において災害応急作業等に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給したい。
- 2 国家公務員に準じて、荒天時作業手当の名称を変更したいのと、同手当の加算措置に係る規定を整備したい。
- 3 その他所要の整備をしたい。

第 8 7 号議案

長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定
介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 5 8 号）の一部を次のように
改正する。

第 7 条第 1 項中「省令第 5 4 条第 2 項の規定によるほか、」を削り、「
同項第 1 号」を「省令第 5 4 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 2 項を次の
ように改める。

2 前項の規定は、次の表の左欄に掲げる規定に規定する事業について準
用する。この場合において、同項中「及び省令第 5 4 条第 2 項第 1 号」
とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条第 3 項第 1 号	及び省令第 6 1 条において準用する省令第 5 4 条第 2 項第 1 号
第 5 条第 3 項第 2 号	並びに省令第 7 3 条第 2 項第 1 号、第 2 号及 び第 4 号
第 5 条第 3 項第 3 号	並びに省令第 8 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号
第 5 条第 3 項第 4 号	及び省令第 9 2 条第 2 項第 1 号
第 5 条第 3 項第 5 号	並びに省令第 1 2 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号
第 5 条第 3 項第 6 号	並びに省令第 1 4 1 条第 2 項第 1 号及び第 2

	号
第 5 条第 3 項第 7 号	並びに省令第 1 5 9 条において準用する省令第 1 4 1 条第 2 項第 1 号及び第 2 号
第 5 条第 3 項第 8 号	及び省令第 1 6 6 条において準用する省令第 1 4 1 条第 2 項第 2 号
第 5 条第 3 項第 9 号	並びに省令第 1 8 5 条において準用する省令第 1 4 1 条第 2 項第 1 号及び第 2 号
第 5 条第 3 項第 1 0 号	並びに省令第 1 9 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号
第 5 条第 3 項第 1 1 号	並びに省令第 2 1 0 条において準用する省令第 1 9 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号
第 5 条第 3 項第 1 2 号	並びに省令第 2 4 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号
第 5 条第 3 項第 1 3 号	並びに省令第 2 6 1 条第 2 項第 1 号及び第 7 号
第 5 条第 3 項第 1 4 号	並びに省令第 2 7 5 条第 2 項第 1 号及び第 7 号
第 5 条第 3 項第 1 5 号	並びに省令第 2 8 0 条において準用する省令第 2 7 5 条第 2 項第 1 号及び第 7 号
第 5 条第 3 項第 1 6 号	並びに省令第 2 8 8 条第 2 項第 1 号及び第 6 号

第 7 条第 3 項から第 8 項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 8 8 号議案

長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例

（長崎市ふれあいセンター条例の一部改正）

第 1 条 長崎市ふれあいセンター条例（昭和 6 2 年長崎市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

長崎市福田地区ふれあいセンター	長崎市福田本町 1 0 番地
-----------------	----------------

（長崎市公民館条例の一部改正）

第 2 条 長崎市公民館条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市福田地区公民館の項を削る。

第 1 3 条第 1 項中「利用の許可を受けた者」を「利用者」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中長崎市公民館条例第 1 3 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎市福田地区公民館を市民がより使いやすく、集しやすい地域コミュニティの拠点施設とするため、当該公民館を廃止し、長崎市福田地区ふれ

あいセンターを設置したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 8 9 号議案

長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

長崎市福祉医療費支給条例（昭和 4 9 年長崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項及び第 3 項中「第 8 項」を「第 7 項」に改め、同条第 4 項中「第 2 条の 4 第 7 項又は第 8 項」を「第 2 条の 4 第 6 項又は第 7 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市福祉医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 9 0 号議案

長崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市国民健康保険条例（昭和 3 4 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を削る。

第 8 条の前の見出しを削り、同条を第 7 条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、第 9 条を第 8 条とし、第 1 0 条から第 1 3 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 2 条 長崎市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないとき」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の長崎市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 9 1 号議案

長崎市伊王島海水浴場交流施設条例及び長崎市伊王島ふれあい広場 条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長崎市伊王島海水浴場交流施設条例（平成 1 6 年長崎市条例第 5 4 号）
- (2) 長崎市伊王島ふれあい広場条例（平成 2 2 年長崎市条例第 2 0 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に廃止前の長崎市伊王島海水浴場交流施設条例（以下「旧条例」という。）の規定により目的外に使用する許可を受けた者に係る使用料及び費用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした旧条例又は廃止前の長崎市伊王島ふれあい広場条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

利用状況等を総合的に勘案して一体的に民間移譲するため、長崎市伊王島海水浴場交流施設及び長崎市伊王島ふれあい広場を廃止したいので、こ

の条例案を提出する。

第 9 2 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎ブリックホール調光器盤更新工事の請負
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 3 7 8, 4 0 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで
- 5 相 手 方 福岡市中央区大名一丁目 1 4 番 4 5 号

丸茂電機株式会社福岡営業所

所長 江 森 清

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎ブリックホール調光器盤更新工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

長崎ブリックホール調光器盤更新工事の概要

- 1 工事場所 茂里町
- 2 工事内容 調光主幹盤 一式
調光分岐盤 一式
調光器盤 一式
特電用分岐盤 一式

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 9 3 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 端島炭坑跡護岸施設補強工事（その 3）の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 3 6 4, 7 9 0, 8 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで
- 5 相 手 方 F a c t o r y ・加藤産業特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市多以良町 1 5 5 1 番地 9 3

株式会社 F a c t o r y

代表取締役社長 山 本 清 和

長崎市竹の久保町 2 0 番 9 号

加藤産業株式会社

代 表 取 締 役 加 藤 博 文

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

端島炭坑跡護岸施設補強工事（その 3）の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

端島炭坑跡護岸施設補強工事（その３）の概要

- 1 工事場所 高島町、伊王島町 2 丁目及び高浜町
- 2 工事内容 延 長 38.9 メートル
護岸本体工 933 立方メートル
仮設材製作工 106 個
仮設材据付工 116 個
捨 石 工 1,077 立方メートル
仮 設 工 一式

第 9 4 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 日見大曲・宿町団地第 1 期整備事業の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 4 6 4, 1 0 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 1 2 月 2 8 日まで
- 5 相 手 方 西海建設・建友社設計共同企業体

代表者 長崎市興善町 2 番 8 号

株式会社西海建設

代表取締役 寺 澤 孝 憲

長崎市平野町 3 番 5 号

株式会社建友社設計

代表取締役 平 松 晃 一

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

日見大曲・宿町団地第 1 期整備事業の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

日見大曲・宿町団地第1期整備事業の概要

1 工事場所 宿町

2 工事内容

(1) 建築物の構造及び種別 鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建

1 棟 3 L D K 2 戸

2 L D K 1 2 戸

2 D K 3 2 戸

1 D K 1 4 戸

(2) 建築物の面積 建築面積 648.72平方メートル

延べ面積 3,413.09平方メートル

(3) その他機械設備工事 一式

電気設備工事 一式

構内舗装等外構工事 一式

昇降機工事 一式

附属施設工事 一式

既存施設等解体撤去工事 一式

第 9 5 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 小島小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 9 1 0, 7 0 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 1 0 月 2 3 日まで
- 5 相 手 方 上 滝 ・ 谷 川 建 設 ・ 日 東 建 設 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体

代表者 長崎市新地町 5 番 1 7 号

株式会社上 滝

代表取締役 上 滝 満

長崎市岡町 9 番 1 号

株式会社谷川建設

代表取締役 谷 川 喜 一

長崎市飽の浦町 9 番 4 号

株式会社日東建設

代表取締役 大 田 光 敏

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

小島小学校改築主体工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万

円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

小島小学校改築主体工事の概要

1 工事場所 愛宕1丁目

2 工事内容

(1) 建築物の構造及び種別 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下1

階地上4階建

図 工 室	1
家 庭 科 室	1
家 庭 科 準 備 室	1
音 楽 室	1
音 楽 準 備 室	1
理 科 室	1
理 科 準 備 室	1
教 育 相 談 室	1
図 書 室	1
通 級 指 導 教 室	1
庁 務 員 室	1
P T A 室	1
会 議 室	1
更 衣 室	8
休 憩 室	2
エ ン ト ラ ンス	1
放 送 室	2
印 刷 室	1

カウ ン セ リ ン グ 室	1
保 健 室	1
脱 衣 室	3
物 置	1
湯 沸 室	1
校 長 室	1
職 員 室	1
事 務 室	1
便 所	1 7
配 膳 室	1
ア リ ー ナ	1
ス テ ー ジ	1
前 室	1
防 災 用 具 倉 庫	1
用 具 倉 庫	1
倉 庫	4
ギ ャ ラ リ ー	1
児 童 会 室	1
特 別 支 援 教 室	4
シ ャ ワ ー 室	5
普 通 教 室	1 0
多 目 的 室	2
機 械 室	2
管 理 室	1
屋 上 プ ー ル	1

(2.5メートル、5コース)

消火ポンプ室 1

(2) 建築物の面積 建築面積 2,181.12平方メートル

延べ面積 5,750.19平方メートル

(3) その他 昇降機設備工事 一式

外構工事 一式

第 9 6 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 小島小学校改築管工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 7 1, 0 4 8, 8 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 1 0 月 2 3 日まで
- 5 相 手 方 長崎市西山 2 丁目 1 1 番 1 号

株式会社 K I Y O

代表取締役 本 田 一 馬

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

小島小学校改築管工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

小島小学校改築管工事の概要

- | | | | |
|---|------|---------|----|
| 1 | 工事場所 | 愛宕1丁目 | |
| 2 | 工事内容 | 衛生器具設備 | 一式 |
| | | 給 水 設 備 | 一式 |
| | | 排 水 設 備 | 一式 |
| | | 給 湯 設 備 | 一式 |
| | | 消 火 設 備 | 一式 |
| | | ガ ス 設 備 | 一式 |
| | | 雨水利用設備 | 一式 |
| | | ろ 過 設 備 | 一式 |
| | | 空気調和設備 | 一式 |
| | | 換 気 設 備 | 一式 |

第 9 7 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 小島小学校改築電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 4 0, 4 6 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 1 0 月 2 3 日まで
- 5 相 手 方 長崎市大橋町 6 番 6 号

株式会社三エ電機

代表取締役 小 林 純 一

令和 6 年 9 月 2 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

小島小学校改築電気工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

小島小学校改築電気工事の概要

1	工事場所	愛宕1丁目	
2	工事内容	受 変 電 設 備	一式
		電 灯 設 備	一式
		動 力 設 備	一式
		構内情報通信網設備	一式
		構内交換設備	一式
		情報表示設備	一式
		拡 声 設 備	一式
		映像・音響設備	一式
		誘導支援設備	一式
		テレビ共同受信設備	一式
		監視カメラ装置	一式
		防犯・入退室管理設備	一式
		火災報知設備	一式
		雷 保 護 設 備	一式
		構内配電線路	一式
		構内通信線路	一式

第 9 8 号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄するものとする。

学校法人聖母の騎士学園に対する1,450,385円の金銭債権

令和6年9月2日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

東長崎地区子育て支援センターを運営する学校法人聖母の騎士学園に対する本市の請求誤りにより生じた未請求分の同センターの電気使用料金に係る金銭債権について、当該金銭債権の生じた経緯、子育て支援センターの運営に係る制度上の仕組み等を総合的に勘案し、前記の金銭債権を放棄したいが、この権利の放棄については、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

金銭債権の概要

- 1 東長崎地区子育て支援センターを運営する学校法人聖母の騎士学園に
対する本市の請求誤りにより生じた未請求分の同センターの電気使用料
金に係る金銭債権

(1) 債 権 額 1, 4 5 0, 3 8 5 円

(2) 発生年月 平成 2 4 年 4 月から令和 2 年 1 1 月まで

- 2 相手方 長崎市本河内 2 丁目 2 番 2 号

学校法人聖母の騎士学園

理事長 崎 濱 宏 美

「参 照」

地方自治法

第 9 6 条第 1 項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

第 9 9 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
蚊焼町 3 9 号線	長崎市蚊焼町	
	長崎市蚊焼町	

令和 6 年 9 月 2 日提出

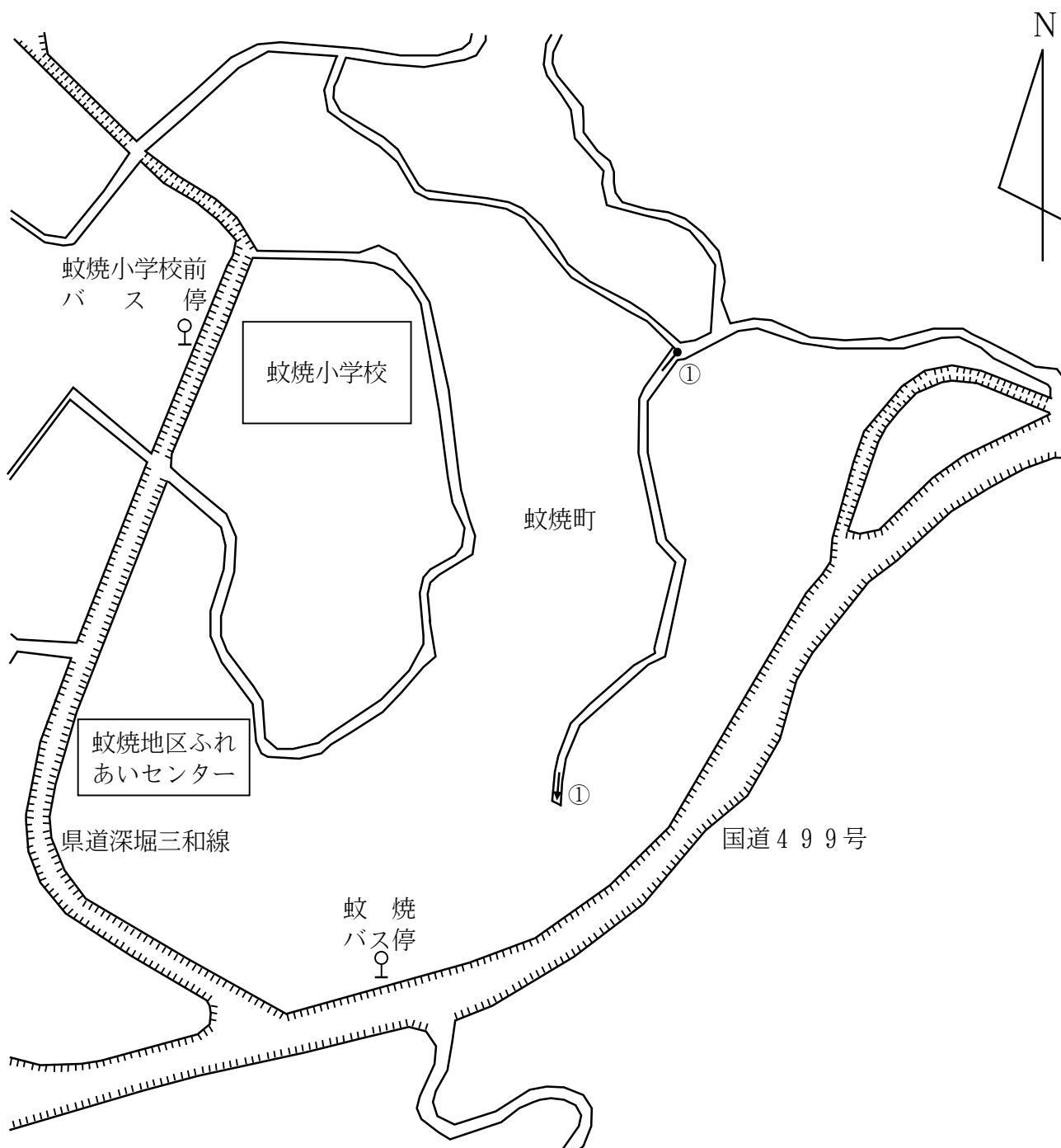
長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

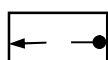
くらしの道整備事業に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

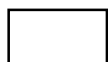
市 道 路 線 認 定 図



凡 例



認 定 路 線



既 認 定 路 線



国 ・ 県 道

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	蚊 焼 町 3 9 号 線	認 定

「参 照」

道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。